

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

記入例

表面

○「令和5年度 物価高騰対策非課税世帯」

【1】予期せず令和5年1月から8月までに家計が急変し、収入の減少があった場合✓を記入して下さい。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

① 下にチェック(☑)してください
【1】✓ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)
「予期せず家計急変」の収入等、当該

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載してください。

氏名欄の方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記載の人数)を【①欄】に記載してください。

該当するものに✓を記入してください。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
記載例① (収入で申請)	1	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 100,000 円	100,000 円	0 円	1,200,000 円	1,378,000 円
記載例② (所得で申請)	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
4	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D]				
5	0	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 120,000 円	120,000 円		1,440,000 円	1,378,000 円

記載例① (収入で申請) ※令和5年1月以降の任意の1か月の収入で申請する場合

【2】

【3】

【6】

【5】

【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載してください。

【6】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(収入で申請する場合、裏面は記載不要)

記載例② (所得で申請)

【7】記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請となります。(裏面を記入)

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄は、収入の減少があった令和5年1月から令和5年8月までの任意の1か月の収入を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄は、収入の減少があった令和5年1月から令和5年8月までの任意の1か月の収入を記入してください。

【4】下表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	930,000円
【4】 配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,680,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

記入例

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入して

裏面

	(フリガナ) 氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税所得 限度額】
		年間収入 見込額	給与所得 控除額	事業収入等 の経費	公的年金等 控除	年間所得 見込額	非課税所得 限度額
		記載例① (収入で申請)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1							
2							
3							
4							
5		記載例② (所得で申請) 1,440,000 【8】	700,000 【9】		740,000 【11】	828,000 【高】	

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください。

【9】各欄に該当する控除額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください。
年間所得見込額＝
収入額－(⑧給与所得控除額＋
⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金等控除)
⑪の額が⑫の額を下回れば
支給対象となります。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 5千円
 - : 110万円超330万円未満 → 5千円
 - : 330万円以上410万円未満 → 5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 5千円

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を⑫欄に記入してください。

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額＝⑥年間収入見込額－(⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

【10】〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	380,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	828,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用